

高額療養費制度の見直しに係る Q & A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が限度額に達するかどうかによります。(右記の表をご覧ください。)

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)または限度額適用認定証等(74歳以下の方のみ)でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるにはどうしたらいいですか？

A. ご加入中の健康保険団体に高額療養費支給の申請を行う必要があります。なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から払い戻しの形で後日支給されます。また、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで支払いが自己負担限度額までとなります。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等(74歳以下の方のみ)をご用意いただくことで自己負担限度額までとなります。



■問い合わせ / 国民健康保険の方 市民課国保係 ☎088-880-6555
後期高齢者医療の方 長寿支援課いきいき長寿係 ☎088-880-6556
上記以外の健康保険の方 ご加入中の健康保険団体
高額療養費制度見直しの背景等に関するご質問 厚生労働省コールセンター ☎0120-617-111

資格確認書への任意記載事項の記載について

資格確認書には、必須記載事項と任意記載事項があります。

このうち任意記載事項の項目については、申請により下記の項目を併記することが可能です。

●資格確認書の記載事項

必須記載事項 (※必ず記載される項目)	任意記載事項 (※申請により記載可能な項目)
・氏名、性別、生年月日 ・世帯主氏名 ・被保険者番号・枝番、保険者番号・交付者名 ・適用開始年月日、交付年月日 ・負担割合、発効期日(70歳以上の被保険者のみ) ・有効期限 ・住所(令和8年8月からは、裏面に自身でご記入いただくようになります。)	・限度区分、発効期日 ・長期入院該当日 ・特定疾病区分、発効期日

任意記載事項を希望すると、限度額適用認定証等の医療機関への提出が不要になります。

※マイナ保険証をお持ちの方(資格確認書の交付を受けていない方)は、マイナ保険証を利用することで限度区分、発効期日を確認することができます。

ただし、長期入院(91日以上入院)による食事代の減額については、任意記載事項の有無に関わらず、毎年申請が必要です。

※申請方法等、詳細は国保係にお問い合わせください。

■問い合わせ / 国民健康保険の方 市民課国保係 ☎088-880-6555
上記以外の健康保険の方 ご加入中の健康保険団体

POINT

■高額療養費制度とは…

医療機関等に支払ったひと月の一部負担金が、定められた限度額を超えた場合、超えて支払った額を払い戻す制度です。限度額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。また、直近12か月以内に3回以上、限度額に達した場合、4回目から限度額(多数回該当)が下がります。

■令和8年8月からの変更点(予定)

①月限度額が引き上げられます

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。

②年間上限が新たに導入されます

月ごとの自己負担額が積みあがっても、年間の上限を超えた場合、後日払い戻しを受けられます。長期療養者の負担軽減につながります。

※年間とは、8月から翌年の7月までをさします。

マイナ保険証をお持ちの方、資格確認書(任意記載事項あり)または限度額適用認定証等(74歳以下の方のみ)を医療機関等で掲示した場合の窓口での支払いは、限度額までになるぜよ!



高額療養費制度については、医療保険制度の持続可能性を確保していく観点から、長期療養者や低所得者の経済的な負担の在り方に配慮した上で、令和8年度及び令和9年度の二段階で見直しが行われます。
下の表は令和8年7月までと、令和8年8月～令和9年7月の内容です。
令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトを参照ください。(左記コードからご確認いただけます)

令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます

限度区分		年収目安	令和8年7月まで		令和8年8月～令和9年7月		
70歳未満	70歳以上		入院+外来【月限度額】(世帯ごと) 〈多数回該当〉	外来(個人ごと) ※70歳以上のみ	入院+外来【月限度額】(世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来【年間上限額】(世帯ごと)	外来(個人ごと) ※70歳以上のみ
区分ア	現役並Ⅲ	約1,160万円～	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (140,100円)		270,300円+(総医療費-901,000円)×1% (140,100円)	1,680,000円	
区分イ	現役並Ⅱ	約770万円～ 約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (93,000円)		179,100円+(総医療費-597,000円)×1% (93,000円)	1,110,000円	
区分ウ	現役並Ⅰ	約370万円～ 約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円)		85,800円+(総医療費-286,000円)×1% (44,400円)	530,000円	
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	57,600円 (44,400円)	18,000円 (年間上限144,400円)	61,500円 (44,400円)	530,000円	月額上限22,000円 (年間上限216,000円)
区分オ	—	住民税非課税 (70歳未満)	35,400円 (24,600円)		36,900円 (24,600円)	290,000円	
—	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税 (70歳以上)	24,600円	8,000円	25,700円 (24,600円)	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限96,000円)
—	住民税非課税Ⅰ	一定所得以下 (70歳以上) ※年金収入80万円以下など	15,000円	8,000円	15,700円	180,000円	月額上限8,000円